

緊急時における生徒の登下校について

【通常日課(6・7限)の場合】

1. 午前7時に暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が発令されている場合
 - (1) 生徒は、自宅待機とする。
 - (2) 午前10時までに、暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が解除された場合は、当日の午後の日課(5・6・7限)を実施するので登校すること。(解除後でも、安全確保を最優先に考え、自身で危険と判断された場合は自宅待機とする。)。
なお、この場合については、スクールバスの運行時間などを「すぐーる」にて連絡をするので、各自で確認のうえ対応する。それまでは自宅待機を継続する。
 - (3) 午前10時においても、暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が解除されない場合は、休校とする。
2. その他
 - (1) 公共交通機関が不通の場合、学校としての方針を「すぐーる」で連絡する。(安全確保を最優先に考え、学校からの「すぐーる」が届くまでは、自宅待機とする。)
 - (2) 警報が発表されていない状況や公共交通機関が不通でない状況でも、安全確保を最優先に考え、危険であると自身で判断した場合は自宅待機とする。(但し、その際は、学校に自宅待機している旨を必ず連絡すること。なお、連絡は、可能な限り保護者から行うよう協力を求める。)
 - (3) 学校からの連絡は「すぐーる」を利用して行う。よく確認してその内容に従うこと。

【午前日課、考査等の場合】

1. 午前7時に暴風警報・暴風雪警報又は特別警報が発令されている場合
→当日の授業や行事、考査、課外等は中止し、休校とする。
2. 暴風警報又は特別警報が午前7時までに解除された場合
→予定どおり、授業や行事、考査、課外等を実施するので、登校すること。
(但し、解除後でも、安全確保を最優先に考え、自身で危険と判断された場合は自宅待機とする。その際は、学校に自宅待機している旨を必ず連絡すること。
なお、連絡は、可能な限り保護者から行うよう協力を求める。)